

西予市住宅土地活用事業補助金・概要説明

1 【補助金の種類・支給要件】

(1) 住宅取得応援金

西予市所有の定期借地権付住宅土地（みどり・いぶき・高野子団地）に自らが居住する住宅を建築する世帯に対し100万円を支給します。その住宅を建設するために金融機関で10年以上の住宅ローンを借入れした場合は、借入金のうち、最大500万円までの借入額に対する利子補給を、市の定めた利率により併せて支給します。

(2) せいよ de 子育て応援金

12歳以下の子(※)を扶養する世帯が、西予市所有の定期借地権付住宅土地又は分譲住宅地（さくら・みどり・いぶき・高野子団地）に居住用住宅を建設して転入又は転居し、西予市に住民登録を行った場合、12歳以下の子1人につき50万円を支給します。

※12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

2 【交付対象者】

(1) 住宅取得応援金

申請者又はその配偶者のどちらかが45歳未満であり、かつ交付対象者の合算年収が400万円未満であること。

(2) せいよ de 子育て応援金

対象となる住宅への転入又は転居に伴う住民登録時に記録された移動日において、12歳以下の子を扶養する世帯であること。妊娠中の場合は、移動日の属する年度の3月31日までに出生した子を対象とする。

3 【交付対象経費及び交付金額等】

区分	交付対象経費等	交付金額及び交付上限額
住宅取得応援金	住宅ローン準備金	100 万円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 物件 1 回に限る。 ・ ローン名義人が複数の場合でも 1 名のみの交付とする。
	住宅ローン利子補給 (10 年以上の住宅ローン借入額のうち、500 万円までを対象とする。)	対象となる住宅ローン借入額に対し、下記の「利子補給算定式」を適用した額(上限 75 万円)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 物件 1 回に限る。 ・ ローン名義人が複数の場合でも 1 名のみの交付とする。 ・ 算定した交付金額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。 <p>【利子補給算定式】 借入金(最大 500 万円)×固定年利 1.5%×10 年間 ※実際に借入した金額の全額や利率に対する利子補給ではないので注意すること。</p>
せいよ de 子育て応援金	12 歳以下の子ども一人につき	50 万円 (移動日において妊娠中の場合は、移動日の属する年度の 3 月 31 日までに出生した子に限り算定の対象とし、その場合の申請は、4 月 30 日までに行うこと。)

※補助金の交付は、該当する各区分において同一世帯で 1 回限りとする。

4 【申込み方法】

(1) 住宅取得応援金

「西予市住宅土地活用事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて、住宅ローン締結後に提出してください。

○必要書類

- ・住宅ローン返済予定明細書
- ・申込年度の所得証明書(世帯で所得のある者全員)
- ・世帯全員の住民票謄本

(2) せいよ de 子育て応援金

「西予市住宅土地活用事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて、住宅への転入又は転居後に提出してください。ただし、移動日の属する年度の3月31日までに出生した子を対象とする場合は、4月30日までに申請すること。

○必要書類

- ・転入又は転居後の世帯全員の住民票謄本(移動日の属する年度の3月31日までに出生した子を含むもの)